

# 自治会規約

---

自治会

# 自治会規約

(名称)

第1条 この会は、自治会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長宅に置く。

(組織・編成)

第3条 本会は、に居住する住民で、組織、編成し、全戸加入を前提とする。

(目的)

第4条 本会は、地区住民の福利、厚生を増進を図るとともに、もって地域発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の厚生と福利増進を図る。
- (2) 地域住民は教養を高め情操豊かな生活環境作りに努める
- (3) 地域住民のためのボランティア活動を実施する。

(事業達成の施策)

第6条 本会は、前条事業達成のため、連携を密にし、地域で実施される社会活動には積極的に参加し、教養と連帯感意識を高め、諸事業の推進に努める。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会	長	名
副	会 長	名
班	長	名
農	業 部 会 長	名
婦	人 部 長	名
婦	人 部 副 部 長	名
会	計	名

(役員を選任)

第8条 本会の会長は、会員の推挙によって決める。

- 2 副会長、班長及び会計は、会長が指名する。
- 3 農業部会長は、会員の総意で決める。
- 4 婦人部長は、婦人の総意で決める。
- 5 婦人部副部長は、婦人部長が指名する。

(役員職務)

第9条 会長は本会の代表として会務を総括し、会の運営、振興を図る。

- 2 副会長、農業部会長及び婦人部長は、会長を補佐し、会長とともに諸行事を計画実施する。
- 3 班長は、班のとりまとめにあたる。
- 4 婦人部副部長は婦人部長を補佐する。
- 5 会計は、会長のもと会計事務にあたる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、それぞれ1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了後、後任が就任するまでの間は、その職務を行う。

(会議)

第11条 本会は、第5条に掲げる事業目標のほか、運営等に必要な協議を行う会議は、次のとおりとする。

- (1) 役員会は（必要に応じ会長が招集する）
- (2) 総会（年1回以上会長が招集する）
- (3) 臨時総会（必要に応じ会長が招集する）

（経費）

第12条 本会の経費は、次の各号に掲げるものを充てる。

- (1) 補助金
- (2) 寄付金
- (3) 会費 月額 円
- (4) その他

（会計年度）

第13条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（雑則）

第14条 本会の運営は、この規約に規定するもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、 年 月 日から施行する。